

第23回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成28年2月8日（月）午後2時00分～午後4時10分

2 場 所 石巻市役所 4階 庁議室

3 1号委員 浅野 亨委員、大橋 邦雄委員（欠席）、関口 駿輔委員、
白土 典子委員、大沼 正寛委員

2号委員 大森 秀一委員、阿部 久一委員、櫻田 誠子委員、
高橋 栄一委員

3号委員 伊藤 一彦委員、小野寺 修委員（代理）、東出 成記委員、
佐藤 俊之委員、渡辺 享子委員、吉田 由美委員

事務局 菅原副市長

大澤建設部長、木村建設部次長、川口建設部参事兼河川港湾室長、
伊勢崎都市計画課長、佐藤都市計画課長補佐、鶴岡都市計画技術
課長補佐、藤花都市計画課主査、近江復興事業部長、勝又復興事
業部次長、木村復興事業部次長、浅野市街地再開発整備課長、
東海林市街地再開発整備技術課長補佐、辻市街地再開発整備技術
課長補佐、中村復興政策課長補佐、斎藤産業部次長、沓沢商工課
長、森観光課長

傍聴者 1名

4 議題

第110号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更について（宮城県決定）

第111号議案 石巻広域都市計画 区域区分の変更について（宮城県決定）

第112号議案 石巻広域都市計画 用途地域の変更について（石巻市決定）

第113号議案 石巻広域都市計画 道路の変更について（石巻市決定）
3・4・9号 羽黒下広小路線

第114号議案 石巻広域都市計画 土地区画整理事業の決定について（石巻市決定）
石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業

5 議事の概要

第110号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更について（宮城県決定）

第111号議案 石巻広域都市計画 区域区分の変更について（宮城県決定）

第112号議案 石巻広域都市計画 用途地域の変更について（石巻市決定）

第113号議案 石巻広域都市計画 道路の変更について（石巻市決定）
3・4・9号 羽黒下広小路線

第114号議案 石巻広域都市計画 土地区画整理事業の決定について（石巻市決定）
石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業
全員の賛成によりいずれの議案も原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後2時 開会

【司会】 会議の開会にあたりまして、皆様に御願い申し上げます。携帯電話を御持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう御願い申し上げます。また、本日の次第3、報告の開始以降は、事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしく御願いいたします。

それでは、ただいまから第23回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日御出席いただいている委員は、15名中、本人出席12名、代理出席1名の合計13名でございます。過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

それでは、はじめに、笹野副市長より、御挨拶申し上げます。

【笹野副市長】 第22回石巻市都市計画審議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。副市長の笹野でございます。本日は、御忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政をはじめ、各般にわたり多大なる御支援、御協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。マスタープランの関係でありますとか街中の区画整理の話でございますとかそういった事を審議していただきます。マスタープランの関係は正に今まで御議論いただいた事の集大成みたいな話でございますし、中央一丁目の話はこれからハードだけじゃなくてソフトも含めてどうしていくか色々な御議論を賜れればなと思います。委員の皆様の御指導、御鞭撻の甲斐ありまして御手元には参考までに2016石巻復興カレンダーを御用意させていただきました。これまで数限りなく御審議を重ねていた結果がここにありますと、正に平成28年、2016年はですね復興事業の在庫一掃セールとでも言えるような、様々な形が皆さんに御覧いただける、市民の皆さんに御覧いただける様になろうかと思っております。これまでの御指導に対しまして厚く御礼を申し上げます。本日の御審議どうぞよろしくお願ひします。以上です。

【司会】 次に本日の資料を確認させていただきます。本日の資料は、事前にお配りいたしました、A4版の議案書、表紙に第110号議案と書かれたA3版の議案書、諮問書の写しの3種類と、机上に配布しております座席表、2016いしのまき復興カレンダー、カラーA4版の資料が1枚、正誤表の4種類、計7種類でございます。

正誤表につきましては、A4版の議案書の89ページに誤りがございましたので訂正を御願いいたします。資料等に不足はございませんでしょうか。

【司会】 それでは、大沼会長、本日の議事の進行をよろしく御願いいたします。

【大沼会長】 はい、それでは皆さん御苦労さまでございます。本日、少し時間を置いての都計審になるかと思いますけれども、議題としましては副市長の御説明にありました様にどちらかと言うと総括的な総合的な事を議論することが予定されておりますので効率的に進めながらも重要なところ御指摘等いただければと思っております。それでは議事に入つてまいりたいと思います。傍聴の方はお配り致しました注意事項を御守いただき審議会

の秩序の維持に御協力をよろしく御願い申し上げます。それでは議事に入る前に報告があるという事ですので第22回都市計画審議会の議案処理について事務局より報告御願いします。

【事務局】 建設部都市計画の伊勢崎でございます。私の方から、前回の第22回石巻市都市計画審議会議案の処理結果について報告させていただきます。すみませんが座って御報告させていただきます。議案書の次第の次のページ、右上に報告と書かれてある資料を御開き頂きたいと思います。第22回石巻市都市計画審議会は、前年の10月27日に開催してございます。第104号議案から第109号議案の6議案につきまして御審議をいただいております。処理結果につきましては、表の右側、処理結果欄に記載のとおり、第104号議案から第109号議案まで、全て平成27年11月25日付けの決定、告示を行ってございます。報告事項については以上でございます。

【大沼会長】 委員の皆様から何かございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、議事に入ります。第110号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について事務局より説明を御願いします。

【事務局】 はい、引き続き私の方から御説明させていただきます。はじめに、本来、まちづくりは市町村が主体となって行っていくものですが、今回変更いたします第110号議案 区域の整備、開発及び保全の方針それから第111号議案 区域区分の変更については、石巻市、東松島市、女川町を含む石巻広域都市計画として、宮城県が定める都市計画となっております。この都市計画の決定にあたり、宮城県から都市計画法の規定に基づき、関係市町である本市の意見を求められましたので、意見を述べるにあたり当審議会で御審議いただくものでございます。第112号議案 用途地域の変更については、石巻市が定める都市計画となっておりますが、第111号議案と第112号議案は、それぞれ密接に関係していることから、一括で御説明させていただきます。それでは、第110号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について御説明いたします。御手元の資料と前方のスクリーンを見ながら御確認をいただきながら説明をさせていただきます。宮城県では、石巻広域都市計画区域において、東日本大震災以降の状況を把握するため都市計画法第6条の規定による基礎調査を実施した結果から震災後の都市における様々な問題が明らかになりました。具体的には、都市計画と土地利用現況とが整合していないこと、東日本大震災復興特別区域法により市街化調整区域において面整備を行う地区に対して早急に都市計画による規制・誘導が必要なこと、現行市街化区域のままでは目標年において住宅地不足が見込まれることがあげられます。このようなことから、県ではこれら諸問題に対処するよう「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「石巻広域都市計画区域区分」について見直しを行う必要があるとの判断に至りました。次に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに当たっての基本的な考え方を御説明いたします。議案書4頁を御開き下さい。当圏域における都市づくりの課題として、

大きく4つをかかげました。1つめは、東日本大震災による甚大な被災を踏まえ、災害に強い都市構造への転換が必要であること。2つめは、人口減少・高齢社会の進展を踏まえ、過度に自動車に頼らない生活環境の形成を図る必要があること。3つめは、自治体の財政基盤の緊縮化を踏まえ、持続可能な集約された都市構造を形成していく必要があること。4つめとして、地球環境負荷の増加を踏まえ、エネルギー効率が高く、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない社会の実現を目指す必要があるとしております。次に、このような課題から、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し方針を御覧の3つとしました。1つめは震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換を図るもので、具体的には、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、本区域は甚大な人的・物的被害を受けました。この震災からの復旧・復興と今後も起こりうる地震、津波などの自然災害へ備えるため、堤防等の防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地を確保するとともに、災害に強い安全な都市構造への転換を図ることを目指すものです。2つめは、人口減少・高齢社会の進展に対応した集約市街地の形成を図るもので、具体的には、石巻市をはじめ、各市町の人口は減少傾向にあるとともに、65歳以上の高齢者の人口は増加する傾向にあります。人口の減少や高齢社会の進展に対応するためには、だれもが暮らしやすい都市構造への転換が必要です。このため、従来の低密度で拡散された市街地の方向性を改め、居住地や都市機能を集約した都市構造の実現を図りつつ、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を進めることを目指すものです。3つめは、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成を図るもので、具体的には、地域の経済を力強く牽引するものづくり産業の振興を図るため、大学や研究機関と連携し、高度な技術を有する産業の育成を推進するとともに、国際的に競争力のある産業集積を図ることを目指すものです。次に、都市計画の目標について御説明いたします。議案書6頁を御開き下さい。まず、都市計画区域の範囲は、石巻市及び女川町の一部と東松島市の全域となります。また、都市計画区域の規模は、3市町の行政区域約7万2千ヘクタールのうち、約37%に当たる約2万7千ヘクタール、一体の都市として総合的に整備、開発または保全する区域として、都市計画区域に位置づけております。次に、都市計画区域内のおおむねの人口は、平成32年で約14万8千人としており、平成22年の約16万8千人から約2万人減少する見通しとなっています。次に、都市づくりの基本理念をご説明いたします。議案書7頁を御開き下さい。先ほど御説明いたしました見直しの方針を踏まえ、

- 1) 安全・安心が確保される復興まちづくり
- 2) 地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生
- 3) 豊かさを実感できる持続可能な多極ネットワーク型集約市街地の形成
- 4) 自然、歴史的資源を生かした観光機能の強化

の4つを基本理念としました。次に、都市づくりの基本方針を御説明いたします。議案書8頁を御開き下さい。基本方針は、基本理念で掲げた災害に強い都市構造への転換と多極

ネットワーク型集約都市構造の形成を図るために定めるもので、

- 1) 震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換、
- 2) 水産業等の復旧・復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成、
- 3) 居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークの再構築、
- 4) 特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を生かした観光機能の強化

の4つの基本方針に基づき、本都市計画区域の整備、開発及び保全のための施策を推進していくものとします。次に、都市づくりの中心となる、主たる市街地の方針をお示しします。議案書12頁を御開き下さい。ここでは、さきほど御説明いたしました4つの基本方針につきまして、本区域における各地区の役割や位置づけと公共交通ネットワークなどを図面により模式的に示しております。次に、区域区分の方針について御説明いたします。議案書20頁を御開き下さい。区域区分の決定に係る石巻広域都市計画区域の状況は、昭和43年の都市計画法の改正を受けて、

- 1) 昭和45年に区域区分を指定していること、
- 2) 県内第二位の都市機能と人口集積を有することから、今後も適正な土地利用の誘導と効率的に公共施設を整備する必要があること、
- 3) 農業の振興を図りつつ、優れた自然環境等の積極的な維持保全と活用が必要なことから、宮城県では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、今後とも引き続き区域区分を定めることとしています。次に、人口、産業の規模の目標についてご説明いたします。

目標とする平成32年で市街化区域の人口はおおむね13万1千人と平成22年からおおむね1万4千人減少する見通しです。産業については、工業系の指標となる製造品出荷額が約1.08倍、小業の指標となる年間商品販売額が約1.04倍に増加する見通しです。

次に、市街化区域の規模について御説明いたします。議案書21頁を御開き下さい。市街化調整区域において鋭意進められている震災復興に伴う市街地開発事業などの地区のうち、約212haを新たに市街化区域に編入する計画であり、変更後の市街化区域の面積は約4,331haとなります。次に、市街化区域の動向及び計画的に市街化を図るおおむねの区域について御説明いたします。水色の部分が昭和45年当初から市街地となっていた地域で、茶色の部分がこれまで「整備、開発及び保全の方針」に基づき計画的に市街化を進めてきた地域です。また、今回の見直しでは、新たに紫色の区域を市街化区域に定めるのですが、先ほどお話したとおりこれらの区域は震災復興に伴う市街地整備事業を行っている区域になります。次に、これから都市づくりを進めるための主要な都市計画の決定の方針について説明します。議案書25頁を御開き下さい。まず、住宅、商業、工業等の主要な土地利用の配置については、御覧の図面のとおりですが、この図面については、安全で快適な住宅地の形成、臨海型産業機能の再生や内陸型産業機能の拡充、沿岸部の災害危険区域等における産業地への転換、居住地や都市機能を集約した中心拠点等の

形成、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実、都市を活性化する中心市街地の再生、自然・歴史的資源を活用した観光都市の形成の7つの視点からまとめております。次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針のうち、交通体系整備の方針について説明します。議案書36頁を御開き下さい。災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図ること、他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進すること、地球環境負荷の低減に向けて市街地の交通混雑を低減させる道路等の整備を図ること、人口減少・高齢社会の到来に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築に資する道路整備を推進することの4つを交通体系整備の基本方針としました。議案書37頁を御開き下さい。交通体系の整備の方針は、図面に示すとおり、災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図ること、他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進すること、地球環境負荷の低減に向けて市街地の交通混雑を低減させる道路等の整備を図ること、人口減少・高齢社会の到来に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築に資する道路整備を推進することの4つの基本方針に基づき定めています。次に、下水道及び河川・海岸の整備の基本方針について御説明いたします。議案書43頁を御開き下さい。下水道は、被災施設の復旧や老朽化施設の更新、及び施設の耐震化等を推進すること、市街化の動向と十分に整合を図り、効率・効果的な施設整備を推進すること、雨水については、広域地盤沈降により浸水被害の危険性が一層高まった地区について、総合的な対策を図ること、汚水については、人口・産業集積地区や新市街地について、重点的な整備を図ることの4つの基本方針に基づき定めました。また、河川・海岸については、被災施設の復旧と津波対策、自然災害対策のための上下流一体となった総合的な施設整備を推進すること、市街地中心部を流れる中小河川について、その市街地整備と連携した治水対策事業等を推進すること、水質や豊かな水辺環境の保全を図っていくことの3つの基本方針に基づき定めています。次に、市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針について御説明いたします。議案書45頁を御開き下さい。市街地開発事業は、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画等の導入を検討することを都市計画の決定の方針と定めました。議案書47頁を御開き下さい。概ね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業を示しておりますが、黄色で着色した地区が土地区画整理事業により面的に整備される地区、赤色を塗りつぶした円で示している地区が市街地再開発事業により整備される地区を示しております。次に、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針について御説明いたします。議案書48頁を御開き下さい。自然的環境の整備または保全の基本方針は、優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全を優先すること、公園緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図ること、津波災害を低減させる防災緑地の整備により安全・安心が確保されるまちづくりを進めることとしました。公園や緑地などの自然的環境の整備及び保全の方針

を示しておりますが、これらのうち、概ね平成32年頃までに実施予定の主要な事業について御説明いたします。図面中央の水色の円のほぼ中央にJR石巻駅を示しておりますが、この石巻駅の右斜め上側に濃い緑色の円で示している石巻市総合運動公園、石巻駅の右斜め下側に濃い緑色の円で示している南浜地区復興祈念公園、旧北上川を挟んで右隣に濃い緑色で示している防災緑地1号、さらに右側の濃い緑色で示している防災緑地2号、図面左側中段の水色の円はJR矢本駅周辺を示しておりますが、この円の下側の濃い緑色で示している矢本海浜緑地などの事業があります。最後に、防災に関する都市計画の決定の方針について説明します。議案書54頁を御開き下さい。災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強い安全な都市構造への転換を図ること、豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図ること、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化を図ることの3つの基本方針に基づき定めました。石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更概要についての説明は以上となります。

【大沼会長】 はい、ありがとうございました。説明がかなり多岐に亘って、また、大変重要な問題もありましたけれども、まずどこからでもよろしいので皆様からの御指摘、御質問等集めまして議論を広げられたらと思います、いかがでしょうか。

【渡辺委員】 渡辺です。質問させていただきます。基本の方針の中で何度か高齢化に伴い土地の集約化、コンパクトなまちづくりという御話があったんですけれども、それに対する具体的な計画というか、整備方針がちょっとまだ見えないのかなというのが感想でして、広がった部分の市街地をこれからバランスを見ながらどうしていくとか集約のやり方に関しても今、私は中心市街地の方で住んでおりますけれども、かなり大きな建物ですか高い再開発が進んできている状態ではありますが、そことの整合性をとって、どの様な集約化というビジョンを実現していくかというところが計画の中でどう謳っていけるのかなということと、そもそも都市計画区域自体も広がっていく方針になっていくのでそういったところ、どうバランスとりながら、どう実現していくのかというところが検討課題のかなと全体的な感想としてありました。

【大沼会長】 はい。重要な御指摘ですし、一般の市民の方におかれましても、今の話は感じるかもしれませんね。災害が引き金かと思いますが事務局の方で何か御回答的な事ありますか。

【事務局】 はい。市街地が広がっていくという事に関しましては、今までこの場で議論していただきました新蛇田とか新渡波とかそういった所の区域については市街地が広がる様な形になっております。今、色々御話がありましたけれども市街地の集約化という事ではございますが、ここで示してあるものは将来のビジョン的なものを示しております、この下に石巻の都市計画だとか具体的に石巻市で進めているんですが石巻市総合交通戦略というものがございまして、例えば石巻市は合併した都市になりますが各総合支所でこれま

で各地区の生活を支えてきました。生活の拠点というものがございました。旧石巻市、駅周辺を中心としまして中心市街地が形成されているんですけども、それらを公共交通で有機的にネットワークすることで持続可能な暮らし、暮らしやすい都市を形成していくということではあるんですが石巻市総合交通戦略を現在策定をしております。策定中ではございますが、もうちょっと具体的に申し上げれば、例えば牡鹿、渡波地区から中心市街地に来るためには路線バスがあります。その他の地区につきましては鉄道であるとか住民バス、乗り合いタクシーでこの中心市街地を経由して、例えば蛇田地区とか日赤の方に向かって行くと、これらは多極ネットワーク型コンパクトシティーというものでございまして今後、都市計画については重要な部分になってくるのかなと思います。ですので、今回ここにあげさせていただきました区域の整備、開発及び保全の方針については将来ビジョンを掲げてるという事ですので今後、具体的なところにつきましては他の部分でこれから明らかになっていくものと思います。

【大沼会長】 はい。回答をいただきましたけれども、恐らくコンパクトという議論も色々なスケール感があつて渡辺委員御指摘の話っていうのは非常に高齢社会の中で暮らし方とか考え方、全ての事についてきっちり纏まつたり、安全だったりをどう作るかという事と今の御話の回答ですと広域石巻としてのそれぞれの他拠点型をどう繋ぐか、それによってむやみな市街化は防いでよとそこまではちゃんとやられているのは皆さん御存知で、より本質的なコンパクトシティーは何かという基準がここに謳われているのかという御指摘だったかと思いますがその辺はどうなんでしょうね。整備された文言だとすると、どうやって今の御指摘を加味していくか、あるいは今の様な少しきめの細かな生活環境の形成に関わる様な文言が第何章のどこにあるとかですね、そういう事が少し認識されるだけでも違うかなと思うのですがいかがでしょうね。

【事務局】 都市計画課の藤花です。今、御議論いただいているのは石巻広域という事で2市1町のマスターplanでございます。広域の中の多極ネットワークとして道路交通網であるとか2市1町を繋ぐ広域の考え方の視点でマスターplanの方を作成しており、それぞれの市、町におけるコンパクトシティーの在り方につきましてはそれぞれの市、町におけるマスターplanを今後、整備し直していくことになると思いますので、その中で御議論いただいて明らかになっていくという事になっております。

【大沼会長】 計画そのものの位置付けとしまして広域であるという事もありますので、渡辺委員の御指摘あった事は重要であることは間違いないのですが、この計画そのものでは直接はリンクしないものがあるということですね。他にいかがでしょうか。

【事務局】 建設部次長の木村と申します。具体的なコンパクトシティーの取り組みの文言という事でございましたので、34頁の左側下段の方に県としての今後、今回は震災による新市街地の拡大という形になっておりますけれども赤の所の災害危険区域の指定とか今後、土地利用を勘案した上で次のマスターplanの見直し等に向けて市街化区域の調整区域に編入する事を検討するというところで広域としての考え方を謳っていると考えてお

ります。

【大沼会長】 これは領域として広げない事が一つの重要な視点として災害と防災の備えにありますて当然重要な事かなと思います。委員御指摘の内容はコンセプトから来たところでの暮らしの視点での御指摘だったと思うので具体的なマスタープランの中にこういった視点盛り込まれることを期待して、この場では御指摘に留める事になるかと思いますが。他にいかがでしょうか。会長が質問するのは恐縮なのですが。広域の話があつたんで気になって勉強会の時にも御指摘したことをこの場でも皆様に一つの考え方としてなんですが37頁とかに広域ネットワークの図が何度も出てくる時に広域であればこそ2市1町の連携のみならず、沿岸部とかあるいは桃生町でもいいんですけれども市に編入された旧町村の名前が図の中に一つもないというのは若干、私が市民だったら違和感があるかなと例えば、市街化区域内、都市計画区域内にやむを得ず居住することになった方が人々、本拠は沿岸部にあつたりしてそういう方々もある種、市街地と旧町村にアパートを借りる方々もおられると思うのですが、そういう方が見た時に、おらいの町は入ってないと疎外感がないかどうかと思うんじやないのかなと気にはなるんですね。大きな計画ですので全ての更正は大変なんですが今後の図版等々の差し替えやどこができる事があれば、当然ながら連動されているというのがコンセプトに謳われているんで、図を見るとそれが感じられない事を認識いただけるといいかなと思ったものですから、併せてちょっと意見させて下さい。

【事務局】 はい。今37頁の図にありますのは都市計画区域という事になっておりまして御話にありました、合併した旧桃生町は都市計画区域外ですので、多分入ってこないのかなと思いますが。

【大沼会長】 例えば、12頁の図ですと三陸沿岸地域という一括り、あるいは右側の三陸復興国立公園、一括りの中に何かが入っているんだろうなと。

【事務局】 そうですね。そういう市民の目線からすれば、御指摘のあったところは必要かなと思いますので今後、宮城県の方とも御話をていきたい。

【大沼会長】 可能な範囲で御願いします。他にいかがでしょうか。

【東出委員】 ちょっと教えていただきたいのが、今回、震災を機に住宅が必要になった所を蛇田とか編入されている感じで見ているんですけども、一つ目の質問としてはそれ以外にどこか市街地が広がってきて入れた所があるのか、確認のため御聞きしたいのと、あと例えば高速道路が震災後、整備されていると思うのですがインターの周りとか色々と市街地が今後伸びていくというのが出てくるかと思うんですけど、そういう所なんかは市街化区域に編入したりという考えはなかったのか、例えば桃生町とかもっと上のインターとか矢本の周りとかその辺入っているのか分からぬんですけども、今回は東日本大震災で住宅作った所が広がっているのは分かるんですけど、その辺の位置付といいますか今回どうだったのかを教えていただければと。

【事務局】 はい。基本的には今回の方針の変更につきましては震災による新市街地の部

分を入れるという事になります。その他に御話にありました、例えば石巻女川インターチェンジ付近とかそういった所については都市計画の圧力は強まってきてるかなと思いますが、その辺につきましては震災以外の部分、復興事業以外につきましては定期見直しという事で今回とは別に区域の編入をこれから行っていくという事でございます。

【東出委員】 前から見てると蛇田とか色々、地区計画を作っていたと思うのですが市街化調整区域に住宅作るために地区計画を作成していた所を今回入れたという理解の方がいいんですね。

【事務局】 仰る通りでございます。市街化調整区域に先行して整備を進めるものですから審議委員の皆様にこれまで色々御議論して、今回は111号、112号議案で区域、用途地域の話になりますがその集大成といいますか、最終に区域に入れるため、また用途の色を付けるためにこれまで議論してきたという事です。

【大沼会長】 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【白土委員】 私、前にも話したんですけど石巻から広瀬に水でやられて転居したんすけれども、河南の公園の所に水産業ですか、内陸型のやつ作ってますね、あそこだけ突然、ポンと市街化区域つけてあそこに何十社か来るわけですよね。結局今、工場の車だけですけど、あそこに皆通勤してくる。あの周りみんな市街化調整区域なんですよね。やっぱり一つの事を変えるんであれば一体で考えないと道路の付け替えができなかつたり狭かつたりとかそういう弊害が見えているところは、そういう計画があった時に率先してそういう事も一緒に考え、構築し直す事が出来ないのかと思うんです。後付けでいくっていうよりもここにどれ位の人が来てどうなるってなった時に何が起こるかっていう事も当然、考慮してはいかがなものかと思うのですが。

【事務局】 はい。今は交通の御指摘だったかと思いますが108号線がございます。都市計画道路、街路になっておりまして一部、旧石巻市の堺、歩道が無かつたり、道路が狭かつたりする所があります。そこにつきましては都市計画上の道路、街路がありますので御指摘の交通混雑等が発生すれば既にある計画に基づいて、例えば整備を進めたり今後、そういった事はあろうかなと思います。

【大沼会長】 はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。よろしければ、そろそろお諮りしたいと思います。第110号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について原案のとおり賛成の方は挙手を御願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 はい。ありがとうございます。賛成多数のため本案については、原案のとおり承認されました。ありがとうございました。それでは第111号議案、112号議案、双方に関連する議案ですので一括して事務局より説明を御願いします。

【事務局】 続きまして 第111号議案 石巻広域都市計画区域区分の変更について（宮城県決定）第112号議案 石巻広域都市計画用途地域の変更について（石巻市決定）に

について併せて御説明いたします。議案書58頁を御開き下さい。市街化区域に新たに編入する対象地区は8地区ございまして、うち石巻市及び女川町がそれぞれ4地区となっており、現在のところ市街化調整区域となっておりますが、宮城県において来年度早々に市街化区域の編入を目指し、都市計画手続きを行っております。紫色で着色した部分が市街化区域に新たに編入する区域となり、紫以外の色で着色している区域が現在の市街化区域になります。新たに編入する地区的土地利用は、主に震災復興に伴う移転地の受け皿として、住居系の市街地が9地区、業務系及び工業系の市街地がそれぞれ1地区となっています。なお、今回の見直しでは地形地物の変更による区域、市街化区域から市街化調整区域に変更する区域及び市街化区域編入が保留される区域はございません。議案書68頁を御開き下さい。こちらは石巻市の総括図になります。石巻市といたしましては、新蛇田、あけぼの北、新渡波、須江の4つの地区的市街化区域の編入と同時に、用途地域の変更の都市計画決定を行いたいと考えております。この用途地域の策定に当たっては、

1. 隣接する用途地域との整合性
2. 地区計画や土地利用計画との整合性
3. 用途地域の指定基準 などと整合を図り計画しています。

先ずはじめに新蛇田地区的説明をさせていただきます。議案書69頁を御開き下さい。地区計画のある区域につきましては、

低層住宅地区A及びCは、第一種低層住居専用地域

低層住宅地区Bは、第二種低層住居専用地域

沿道業務地区及び復興公営住宅地区は、第一種住居地域としております。

三陸道と都市計画道路矢本蛇田線（農道）に囲まれた地区計画を定めていない区域につきましては、JAや既存宅地、宮城県の合同庁舎の立地が確定していることにより、第二種住居地域としております。続きましてあけぼの北地区的説明をさせていただきます。議案書70頁を御開き下さい。地区計画において、

低層住宅地区は、第一種低層住居専用地域

沿道業務地区及び復興公営住宅地区は、第二種住居地域としております。

次に新渡波地区的説明をさせていただきます。議案書71頁を御開き下さい。

JR石巻線の中心から50mの範囲は、第一種住居地域

JRより東側は、第一種中高層住居専用地域

JRより西側は、第二種中高層住居専用地域としております。

最後に須江地区的説明をさせていただきます。議案書72頁を御開き下さい。地区計画と同様に区域全体を工業地域しております。議案書59頁を御開き下さい。最後に、変更理由といたしまして、石巻広域都市計画区域区分（宮城県決定）により、新たに市街化区域へと編入される新市街地において、適切な土地利用と良好な市街地の形成を図るため、用途地域を変更するものとしております。なお、ただいま御説明させていただきました第111号議案、112号議案につきましては、平成28年1月19日から2月2日までの

2週間、案の縦覧を行いましたが、縦覧者1名、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく御願いいたします。

【大沼会長】 はい。ありがとうございます。111号議案、112号議案について説明ありましたので御質問などありましたら御願いします。もしなければお諮りしたいと思います。第111号議案 石巻広域都市計画区域区分の変更について賛成の方は挙手を御願いします。

※ 委員による挙手

それから併せて112号議案 石巻広域都市計画 用途地域の変更について賛成の方は挙手を御願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 両議案とも賛成多数により原案のとおり承認されました。続きまして第113号議案 石巻広域都市計画道路の変更についてと第114号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について双方に関連する議案ですので一括して事務局より説明御願いします。

【事務局】 市街地再開発整備課長の浅野でございます。着座にて説明させていただきます。第113号議案 道路の変更について3・4・9号羽黒下広小路線と第114号議案土地区画整理事業の決定について石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業は、密接に関連しますので、一括して御説明いたします。議案を御説明する前に、事業全体の概要を御説明いたします。まず初めに土地区画整理事業についてでございますが、土地区画整理事業とは、道路、広場などの公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更などを行う事業でございます。土地区画整理事業の内でも、被災市街地復興土地区画整理事業は、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために実施する土地区画整理事業のことで、今回御説明する事業は、石巻市が施行者となります。次に、中央二丁目地区の整備計画について御説明いたします。まず、当地区における上位計画の位置づけでございますが、「石巻市震災復興基本計画」では、河川堤防と一体となったまちづくりを基本とし、にぎわいある新生中心市街地を目指す土地利用を推進する。中瀬を含めた旧北上川の河口に位置する中心市街地については、再開発事業等の促進を図るとともに、水辺と親しめる空間づくりやたくさんの人が、集い、楽しみ、買い物ができる中心市街地の活性化に努めます。としております。つぎに、事業を実施する区域についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。画面は上が北となっております。スクリーン上部の中央にJR石巻駅がございます。紫色の線がJR仙石線で緑の線が石巻線でございます。道路でございますが、水色の線が、国道398号線でございます。スクリーン右の赤枠の区域が、今回土地区画整理事業を決定しようとする区域で青色の線が、関連して変更する都市計画道路羽黒下広小路線でございます。つぎに、土地利用計画でございますが、お手元の114号議案 議案書94頁も合わせて御覧下さい。図面は左側が北となっております。本地区は、震災の津波により多くの建物が全壊または

流失し、いまだ再建されない空閑地が広がっている中心市街地に位置していることから、復興まちづくりを先導する新たな拠点と位置づけ、「かわまち交流拠点整備事業」を推進しております。この事業で、観光交流施設として、「生鮮マーケット」と「公共施設」を整備することで、中心市街地の復興及び活性化の実現と農林水産業や観光業の振興、また市民と観光客などが交流できる拠点の形成を目指しております。この「かわまち交流拠点整備事業」のうち、道路、公園、交通広場などの基盤整備を「被災市街地復興土地区画整理事業」により実施するものでございます。それでは、整備内容をご説明します。左側から、黄緑色が「公園」、ピンク色が、「観光交流施設用地」黄色が「沿道業務用地」となり、左下が駐車場用地で、右上が地権者用地、また、茶色が交通広場となります。つぎに、事業のスケジュールを御説明いたします。都市計画決定の後、春頃に事業認可、秋頃に仮換地指定を行いまして、順調に行きますと、平成29年度に観光交流施設の開業、32年度に事業完了の予定でございます。それでは、議案の内容を御説明いたします。まず、第113号議案でございます。「都市計画道路3・4・9号 羽黒下広小路線」の変更についてでございます。まず位置関係でございますが、スクリーンでは113号議案の議案書84頁を映しておりますので、併せて御参照下さい。図面は上が北となっております。中央にJR石巻駅がございまして、黒い破線で左側に走るのがJR仙石線、ほぼ中央上から右側に走るのが石巻線でございます。青の実線が三陸自動車道で、石巻河南インターと石巻女川インターがございます。今回変更する都市計画道路は、始点・終点で表示した箇所でございます。スクリーンは議案書85頁を映しております。今回変更するのは、3・4・9号羽黒下広小路線でございまして、黄色の表示が、河川堤防用地となる部分とすみ切りを調整した部分で、廃止する区域となります。赤色の表示が、公共交通の充実を図るためのバスターミナルを整備する交通広場で、追加する区域でございます。交通広場の面積は約1,500平方メートルでございます。次に、交通広場について、御説明します。スクリーンを御覧下さい。交通広場の計画図となっております。スクリーンで表示している交通広場の、上側に高速バスも停車できるバスペイを、右側の観光交流施設側に路線バス専用のバスペイを整備することとしております。スクリーンは議案書81頁を映しております。計画書でございます。名称は、3・4・9号羽黒下広小路線で、議案書では下線が引いてある箇所、スクリーンでは赤色の箇所の通り、河川堤防部分が廃止になるため、延長が660メートルから630メートルになり、車線数は2車線で、終点部の石巻市中央二丁目地内に交通広場約1,500平方メートルを設けるものでございます。その他の箇所には変更はございません。スクリーンは議案書83頁を映しております。変更の理由でございますが本路線は、昭和41年に都市計画決定され、その後一部の区間が整備されました。完成には至っておりません。中央二丁目地区は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地区であり、石巻市震災復興基本計画では、河川堤防の整備による市街地の防御とともに、商業業務機能や居住機能など多様な都市機能を集積させ、にぎわいのある新生中心市街地を目指す土地利用を推進するとしております。このため、土地区画整理事業により観光交

流施設などの建設を推進するとともに、中心市街地の交通機能の強化を図るため交通広場を整備することとしております。本案は、河川堤防用地となる部分を廃止し、交通広場となる部分を追加するために変更を行うものでございます。続きまして、第114号議案 石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の決定について、御説明いたします。

スクリーンは、114号議案の議案書91頁を映しております。石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域につきましては、旧北上川に沿った赤色の箇所でございます。スクリーンは、議案書92頁を映しております。スクリーンの図は左が北となります。赤の一点鎖線で囲まれた区域が、今回「被災市街地復興土地区画整理事業」を都市計画決定しようとする区域でございます。県道石巻港線を挟んで細長い区域となっており、東側は河川堤防事業との境界で、区域の面積は約1.4haございます。各区域境界につきましては、凡例などをご参照ください。スクリーンは、議案書88頁を映しております。計画書でございます。名称は、石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業面積は、約1.4ヘクタールで、公共施設の配置につきましては、道路については既存のものを前提に新たに交通広場を配置します。公園及び緑地では、地区の北側に公園を配置いたします。宅地の整備については、観光交流施設用地や大規模駐車場用地を整備することとしております。そのほかは、記載の通りでございます。スクリーンは、議案書90頁を映しております。理由書でございます。本地区は、東日本大震災前は店舗・事務所が建ち並ぶ地区でしたが、震災の津波により多くの建物が全壊または流失し、いまだに再建されない空閑地が広がる中心市街地に位置しております。震災復興基本計画では、河川堤防による市街地の防御とともに、商業業務機能や居住機能など多様な都市機能を集積させ、にぎわいのある新生中心市街地を目指す土地利用を推進することとしております。このため、河川堤防事業の買収による残地部分を含む本地区では、土地区画整理事業により民有地の集約を図り、観光交流施設や立体駐車場の建設により復興を推進するとともに、公園や交通広場の整備により都市機能の強化を図るため、土地区画整理事業区域約1.4ヘクタールについて、都市計画決定をするものでございます。続きまして、第113号および第114号議案にかかる都市計画手続きの経緯について御説明します。スクリーンを御覧下さい。昨年の12月22日に石巻市役所庁議室で都市計画説明会を行いました。出席された方は2名でございませんでした。また本年、1月19日から2月2日まで、都市計画法17条に基づき都市計画の案の縦覧を実施しました。縦覧された方は4名で、意見書の提出はございませんでした。続きまして、参考に、かわまち交流拠点整備事業に関連して、中心市街地の交通の動線について御説明いたします。中心市街地の交通の動線については、平成27年7月に総理大臣認定されました「まちなか再生計画」の図を用いて説明いたします。それぞれの画面は、本文に記載されたものを使用しております。最初の画面は中心市街地における交通路線図を示しております。中央二丁目地区のある川沿いエリアには、観光交流施設や石ノ森萬画館など、市民や観光客を想定した乗用車・大型バス駐車場を併設することにより、アクセス性の向上を図るとともに、南浜・門脇地区

に予定されている仮称復興祈念公園との相互利用を促すこととしております。宮城県で整備する大街道石巻港線と中央一丁目地区の土地区画整理事業で整備中である旧市役所大通り線へ直結させることにより、門脇・南浜方面からのアクセス性が向上します。また、新内海橋架け替え事業により、新橋供用後は大きく交通導線が変わることとなります。次の画面は、中心市街地への来街者の自動車動線を示しております。この図は、広域アクセスの動線計画を表したものでございます。観光客等街なかへの来街者の自動車動線は、往路として三陸自動車道石巻港ICから南浜・門脇地区の仮称復興祈念公園を経由するルートを想定しています。また、復路については、石巻バイパスを経由し石巻河南ICへ向かうルートを想定しています。また、女川方面には、新内海橋・鎮守大橋・日和大橋を経由するルートを想定しています。次の画面は、中心市街地における歩行者の回遊動線を示しております。やや大きな黄土色の丸が歩行者の主要動線を、小さな茶色の丸が歩行者の回遊動線をあらわしております。石巻駅を中心に公共交通のアクセス性と、川沿いに整備する駐車場を中心としたアクセス性を高め、既存の歩道や横丁を介した動線を確保することとしています。また、日和山や旧北上川のプロムナード整備と連携した回遊動線を確保することとしています。議案第113号及び第114号の説明については、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

【大沼会長】 はい。ありがとうございました。説明がありましたので質問があれば御願いいたします。

【高橋委員】 質問に入る前に、先日の勉強会で色々な疑問点出たと思うのですがその後、調べていただいてどの様な内容になっているか御知らせいただきたい。

【大沼会長】 はい。勉強会は出られた方と出られなかった方がいらっしゃいますので、幾つか要点があったと思いますが、要点その節で御対応いただいた方に説明していただけたらと思いますがいかがでしょうか。

【高橋委員】 まず、私が調べていただきたいと言った件は南浜町の方から中央通りに乗り入れる道路の整備、勉強会の中で県が事業主体となって整備をやっていただくという説明がございました。私とすればこの生鮮マーケットオープンして出来るだけ早い段階で大型バスが乗り入れる道路として県に整備していただく、道路っていうのは可能な限り早い段階で完成をさせていただきたいと思っている訳ですが、県の計画として完成年度はいつ頃見込んでいるのか県の方に聞いていただきたいと御願いをしました。

【大沼会長】 いかがでしょうか。事務局回答願います。

【事務局】 40頁の一番上になります。御指摘の路線については大街道石巻港線となっております。概ね平成32年頃までに実施することとしておりまして、32年までに実施するという事の確認まではしておりますが、それ以上でもそれ以下でもない状況です。

【大沼会長】 はい。なるべく早くという事でいかがでしょうか。

【高橋委員】 ただいまの説明で32年頃までに実施という説明だったんですが、実施というのは完成なのか着工なのか、大分意味合いが変わるとと思うのですができればもう少し

詳しく御願いしたい。

【大沼会長】 回答できますか。

【伊藤委員】 東部土木事務所の伊藤でございます。うちの方でこの事業を所管しておりまして事業を進めているんですが、手元に詳しい資料がないので状況だけ御話させていただきたいと思います。実は今、用地の方のですね、用地買収に着手している段階でございましてこちらについては北上下流河川事務所の方の旧北上川の堤防事業と調整を図りながら用地の取得について進めているという状況でございます。予定としては用地が一定区間提供いただきましたら、工事の発注手続きに入っていく訳ですが、なにぶん用地取得については地権者の方々がおられますので、事務所としては早急に用地を取得して工事の方に入っていきたいと考えている所でございます。

【大沼会長】 そういう状況だという事ですけれども、いずれこれを有効に機能させるためには道路整備は非常に重要である。御指摘はごもっともだと思いますので関係の方々の御尽力を賜るということでおろしいですか。他にもいくつか勉強会で。

【大森委員】 この間の勉強会で話題になったんですが大型バス3台しか駐車できないとありましたよね。その後、どう改善されたのかどうか御聞きしたいと思います。

【大沼会長】 これにつきましても勉強会で御指摘あったかと思いますが、図面上は特に変更はない様に見えますが補足等あれば。

【沓沢商工課長】 産業部商工課の沓沢と申します。ただいまの駐車場の件でございますけれども、図面上は用地的にも立体駐車場と併設しますと現状の中ではそこに常時停められるのは3台程度なのかなと考えております。ただ勉強会の時にも御話させていただきましたけれども湊地区でありますとか門脇地区、そういったところの現状、空き地等々になっている部分を民間事業者とも相談しながらそちらの駐車場でお客様には駐車していただき、バスの方は臨時的に停めていただく。そういう駐車場を設置出来るように、今後とも研究してまいりたいと思います。用地的には3台以上停められないというのは変わりありません。

【阿部委員】 やはり、年間百万人も観光客見込むのであれば、早急にですね、バスの駐車場を開設と同時に逆に県道も県の方で用地買収も完全に行われていないという事ですので、開設と同時に駐車場も確保できるように取り急いでもらいたいとそういう思いでございます。県道の用地買収もままならないという御話でしたけれども土地整理区画事業の聞くところによりますと土地収用、買収がなされていない部分があると聞く訳ですけれども現状はどうなんでしょうか。

【大沼会長】 はい。御回答、土地収用も併せて。

【浅野市街地再開発整備課長】 はい。今回、土地区画整理事業、復興事業でございますが用地買収につきましては認可後の買収、予算的にそういう事になっておりますので、地元の方とは御話させていただいておりますが、買収につきましては認可後という事にしております。

【大沼会長】 他にいかがでしょうか。

【浅野委員】 今、議員の皆さんからバスの問題、道路の問題とか色々、区画整理事業をまず認可してもらわないと全ては進まないんですけども、付帯した問題が結構あるのは我々も分かっているんです。特にこれは国が堤防の用地買収、道路は県、事業は市とそれぞれ複合的に絡んでいる訳ですから、今日は出ていないんですけども下水道の問題がありまして、もうちょっとこの問題をトータルの国、県、市が一緒になって期限を決めて解決していくような体制を組まないと、用地買収がうまくいって民民の建物建てたはいいけど周りが何も無かったとかならない様にしないと心配している訳です。今日は皆さんお揃いなんでは是非、市が主導権をとってこれは国、これは県とやっていると進みませんので連携プレイをとってやっていただきたいと強く希望します。

【大沼会長】 はい。極めて重要な御指摘だったかと思います。これまで当然、連絡調整なさっていると思いますけれども尚、一層、今の御指摘通り、線引きで部署が違うということを超えた様な議論が求められているかと思います。勉強会の時にもこちらに人が実際に集まってきた時に本当に処理できるのかどうか交通動線、歩行者導線、あらゆるところで御指摘あったかと思います。例示を挙げるならば、新しく都市計画道路として変更が添付されている通りから入ってきてそのまま商業施設等々の前まで来て、どなたかを降ろしてその後となると動線が既に若干狭い所に入ってしまうとか、あるいは大きな車が回遊所でちゃんと回っていくのかとか、渋滞しないかとか色々予測される訳ですよね。この点は勉強会の折にも明確にこう出来ますという回答は難しい訳ですけれども、何日かありましたし、皆さんで情報を共有するためにも現時点での処理の考え方とかがあれば折角、模型がありますので御説明いただいた方が委員の理解も高まるのかなと思いますけれどもいかがでしょう。

【浅野委員】 民がやっている問題提起と今言った官がやっている問題提起と違うと思うのですが、今の段階で官の方が説明するのはどうなんでしょう。知恵を出すとかなら。

【大沼会長】 そういう場でもあると。もしよろしければ御説明御願いします。

【齊藤産業部次長】 産業部齊藤でございます。ただいまの質問、まず道路の交通動線については先程、浅野の方から御説明した通りでございます。街の中、中心部には今回のかわまち交流拠点施設、それから復興まちづくり交流館、萬画館、中瀬公園、萬画ロード、日和山公園、祈念公園、様々な観光施設がございます。こういった観光施設を有効的に観光客の皆さんに御活用いただける様な観光ルートを設定していきたいという風には考えてございます。ただ、車でいらっしゃる方、JRでいらっしゃる方、様々いらっしゃいますので実は平成26年度に一旦、観光振興プランというものを策定しましてその中の観光ルートは設定しておりましたが、その後また状況が変わってございますので先に策定しましたプランをベースに今回練り直して新たに観光ルートを設定して来訪者の皆様に分かりやすく、有効的に移動あるいは回遊いただける様に工夫してまいりたいと思います。その為にはやはり、市のみならず関係する観光協会等の団体等と連携しながらですね観光ルー

トを設定してまいりたいと、更には街中のみならず駐車場以外にも様々な施設がございますので、そういった施設にも観光ルートなるものを設けて一番拠点、キーポイントになる施設をここに公共施設に置きたいという風には考えてございます。今の段階でお答え出来るのはこういった状況でございます。よろしくお願ひします。

【大沼会長】 はい。いずれ議案としましては計画道路の件と土地区画整備ですので、この点お諮りする前に御指摘があれば頂戴して審議の中に詰めてまいりたいと思いますがいかがでしょうか。

【吉田委員】 先ほど、中央二丁目に大規模な駐車場を予定していますという御話でしたが、これは無料の駐車場を作る予定なんでしょうか。それとも一時間無料で後いくらって掛かるものを考えているんですか。

【沓沢商工課長】 こちらの方、市で公に設定するという事で基本的には有料という事になると思います。ただ庁舎の駐車場の様に一定時間無料であるとか、来場者の皆様にはあまり負担の掛からない範囲で御利用できるように設定そういうものを考えていくたい。無料という事にはならないという事でございます。

【阿部委員】 先日も話題になったんですが、一般車の立体駐車場の台数と観光バスの分、これだけの駐車場の面積で消化できるのかなと、この面積でよろしいんでしょうか。例えば立体駐車場でどれ位一日の台数を収容できるのか。その辺の人数の把握、どの辺を基準にやっているのか伺いたいと思うんですよ。

【斎藤産業部次長】 はい。駐車場の問題でございますけれども、確かに大型バスについては皆さん御指摘のとおり早急に産業部としてまずは確保したい。門脇であったり湊であったりで確保したいというのが一つです。今度は通常の自家用車の場合でございますけれども、今表示させていただきました立体駐車場200台、その他に街中に600台の民間駐車場もございます。これまで萬画館等々のイベントの際には連携して、例えばこの200台の駐車場と同様に生鮮マーケットで御買い物頂いた方々に配慮出来る様な措置で考えていくたいと思います。

【阿部委員】 街中に600台の駐車場完備できるということなんんですけど、中瀬の方には結局今まで使ってる車は入れないと聞いているんですけども、そういった場合中瀬まで萬画館まで行くのに街なかの方からずっと歩いて誘導するという感じなのか。ちょっと私、非常に公共施設、生鮮マーケットが道路挟んで立体駐車場に行くのでさえも購買心理からいたら、非常にそこでお土産買わせるのに跨がせてね、若い人達だけがお土産買うとは限らない訳ですよね。そういった部分での考え方での駐車場の位置っていうのはどのようにその辺は考えたんでしょうか。

【大沼会長】 はい。いかがでしょうか。

【沓沢商工課長】 土地自体の形状につきましても北から南へどうしても地域的には長い形になってございます。これらの検討の中には立体駐車場などを例えれば生鮮マーケットと逆に位置するとかですね、色々な検討は民間の事業者等々とも相談をさせていただいたと

ころでございます。しかしながらやはり川を活かしたかわまち交流拠点という事からいたしますと、どうしても施設を川沿いの方にもってまいりたい、こういった交通広場についても交通の拠点として考えた時に今回この様な配置になりました。立体駐車場と生鮮マーケット道路を渡るという事もございますが、この辺の交通整理等々については市、民間事業者協力しながら来客者のために安全の確保等どういった事が出来るかもう少し詰めさせていただければという風に考えてございます。

【大沼会長】 はい。今の様な御回答でよろしいでしょうか。

【東出委員】 この辺の整備について堤防の立場から色々整備するのに入って議論している立場から言わせてもらって、私の理解としては中々、街なかに車を入れる、バスを入れるという事は限度が出てくるかと思うんですけども、南の方に南浜公園を作つてですね結構駐車スペースとか非常に多い所があって、堤防の上も人が楽しく歩ける様にそこからずっとここまで、あるいは駅から住吉含めてずっと回遊できるという石巻の市長がプロムナード構想と言ってるやつをやろうとしてますし、歩くの遠いのであれば、色々な街で貸自転車って言うんですか、乗り捨てていい自転車とかあるいは人力車みたいのとか堤防の上を走るとか、フットバスっていって小さなバスですとかその辺を周遊するものを考えていくんじゃないかなと私は思っているので物理的な事を言い始めると無理ありますし、そこは色々な工夫ができるんじゃないかなって、今の時点でその様になっていけば人も上手く回遊できていいんじゃないかなって、皆で作つていけばいいんじゃないかなって思つてます。そんな感じで見守つて皆で頑張っていくしかないんじゃないかなって思つてますけど、どうでしょうか。

【阿部委員】 発想的には私も良いなって思つてます。石巻は歩いてって言いますけれども観光交流拠点にするのに街の中にお客さんを呼ぶのに滞在型と通過型がありますよね。そうした場合に滞在型のお客さんがそこの部分のスポットで来る。そういう事も想定しなくちゃならないと思うんですよ、その辺はいかがに考えておるのか。通過型の場合にそこにスポットでその場所に行って、そのまま用事が終われば買う物買って終わっちゃうと、ところが実質的に石巻が目指すものはなんなのか。観光拠点というのは何のためにここに置くのか非常に大事だと思っているんです。そうするとこの駐車場に満杯になつたり、そういう部分をある程度、私は想定したいんです。ですから歩いて南浜町からお客様が来るような構想であれば、滞在型の人達がゆっくり石巻を楽しんでいくとゆう形にもつていかなくちゃならないんじゃないかなと、そういう事も想定しながら駐車場について色々不安視しているんです。

【白土委員】 私も日本全国あちらこちら行くんですけども、常々満杯かつていうと満杯じゃない、イベントがあったりしたら満杯になるんですよ、あと季節がありますよね、石巻の場合は冬は、冬って言っても水産だからお正月用品とかそういうのは別で真冬に人が来るかっていいたらまず少ない、カキ祭りとかイベントをすれば来ますけど、他に行った時にどういう風にしているかっていうと第2、第3駐車場でバスでピストンでここに

行けば駐車場ありますよ、ここに駐車移動、そういうパターンで対応している。例えば鶴岡の海月ありますよね、第1から第4くらいまでの冬になれば閑古鳥鳴いているっていう所なんで、その辺皆で考えていく。當時、大きい所用意しておくに越したことはないんですけど、南浜町とここってどれ位っていたらそんなにないと思うんですよ。降ろしていってバスで待機してまた戻ってくるという風に余所はやっているかなと思っています。3台もあるわけだから運用の仕方を考える、方法を考えることになるんではないかと思います。

【大沼会長】 御指摘も重要ですし当然ながら運用、具体的な設定、整備の内容ですね、御指摘を踏まえた検討が各部署でなされる事が期待される、非常に重要、それいかんと制度が変わってくる事もあろうかと思いますので議論、直接議案の審議にどうこうは無いものもあったのかもしれませんが今回の話は皆重要な御指摘だったかなという印象がありますという事でこのあたりでお諮りをしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【関口委員】 先週の勉強会に欠席をしてしまったものにも関わらず発言させていただければと思いますが、話題になっている議論について個々の意見するものではなくて前の審議事項とも関係するんですけれども、先の将来の事も考えてみたいなと思っています。先月、スイスでダボス会議というものが行われまして色々な産業、職業がなくなる、失業するって話が挙げられています。タクシー業の運転手さん、バスの運転手がなくなる。まつ、2040年頃の話ですけれども、もっと身近な話で言うと2020年までに大体、自動運転の車が普及するだらうと言われています。そういう中で自動運転の車が普及されいくと多分、今までの議論、自動車で移動しますとかバスで移動しますという議論がもういらなくなるかもしれないなっていった時に都市計画、都市マスというのはもうちょっと先の未来を見据えて今、やらなくちゃいけないこととプラス十年後、二十年後の石巻がどうなっていくんだろうかAI、人工知能が進歩していく中でどういう世の中を作っていくのかっていうのを考えていった時に、本当に今までの延長線上で考えていっていいものなんだらうかっていうのはちょっと考える必要があるのかなって、紙ベースに載せる必要はないと思います。頭の中でシミュレーションをするだけでもいいかと思います。御検討いただけるといいのかなって思いました。

【大沼会長】 はい。都市計画審議会、性格上、実務的にこなしていかなければならぬところがあるということですね。あの議題の量とか質に応じて先生御指摘のような事、あるいはその他で意見交換等できる時間を取りれば尚、良いのかもしれませんのでこの辺、事務局と御相談させていただきたいと思います。それではお諮りいたします。第113号議案、石巻広域都市計画道路の変更について賛成の方は挙手を御願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 賛成多数により本案は原案通り承認されました。続きまして第114号議案、石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について賛成の方は挙手を御願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 賛成多数により本案は原案通り承認されました。ありがとうございました。
以上で全ての議題の審議が終了いたしました。他になにかございますでしょうか。事務局
から何か連絡事項等ありましたら御願いします。

【事務局】 マイナンバーの届をお持ちでしたら事務局までよろしく御願いします。

【大沼会長】 提出よろしく御願いします。それでは長時間に渡ってありがとうございました。
これで審議会を終わらせていただきます。

【司会】 ただいまをもちまして審議会を終了いたします。本日は長時間に渡りありがとうございました。